

裁判所における安全の確保

1 事前の対応

裁判所が裁判運営を通じてその使命を適切に果たし社会の期待に応えていくためには、裁判所における安全が確保され、国民が安心して裁判所を利用できるよう計らう必要があります。これまでに発生した刃物や危険物を持ちこんでの加害行為事案などを踏まえ、裁判所全体として安全確保に向けた取組を不断に継続してきたところである。

具体的には、事件数や来庁者の多い庁を対象として、入庁時の所持品検査を実施しているほか、事案ごとに安全確保に関わる情報収集を密に行った上で、収集した情報も踏まえて、入廷時の所持品検査や当事者の動線を別にするなどの措置を講じている。

今後も利用者や関係者の理解を得ながらこれらの取組を確実に実施していくことが求められる。庁舎内や来庁者の安全を確保することは、裁判官が日々行う裁判運営を円滑に行うために必須のものであり、手続を主宰する裁判官として、常に直面している問題として認識することが必要である。同時に、個々の事案に応じた適切な安全確保策を講じるためには、裁判部と事務局（支部等と本庁）とが早い段階から情報を共有し、連携協働して事前準備を進めることを常に念頭に置き、庁全体の取組についても、日頃から理解して、各職員がその一翼を担っている意識を持つ必要がある。

2 緊急時の対応

上記のとおり加害行為を事前に防止するための取組が重要であるが、実際には、突発的に不測の事態（加害行為、法廷等からの逃走、危害予告等）が発生することも考えられる。これらの緊急事態においては、迅速かつ正確に事実関係を把握した上で、所長の指揮の下、事務局が関与して、庁全体として組織的に対応しなければならない。そのためには、裁判部・事務局間、本庁・支部間、最高裁・高裁・地裁簡裁間など様々なレベルにおいて、日頃から情報流通態勢を確認し、必要な情報や問題意識を組織的に共有できる態勢を構築しておく必要がある。また、各庁において緊急事態対応マニュアル等に基づく訓練や研修等を実施するなどして、実際の場面で機能するかどうかを検証して不断に見直ししていくとともに、裁判官、裁判部・事務局の職員一人一人が、緊急事態対応の手順や目的を理解しておくことも必要である。

加害行為

- [【通達】裁判所職員に対する加害行為等に関する報告について](#)
 - ▶ [報告書式](#)
- [【事務連絡】裁判所の敷地内において加害行為が発生した際の解雇点について](#)

法廷等の秩序維持

- [【法】裁判所法第71条](#)
- [【法】刑事訴訟法第288条第2項](#)
- [【規則】裁判所停職規則](#)
- [【法】法廷等の秩序維持に関する法律](#)
- [【規則】法廷等の秩序維持に関する規則](#)
- [【通達】法廷等の秩序維持に関する法律および規則の運用について](#)
- [【規則】法廷等の秩序維持等にあたる裁判所職員に関する規則](#)
- [【事務取扱回答】法廷の秩序維持等にあたる裁判所職員に関する規則の統廃について](#)
- [【通達】法廷等の秩序維持に関する法律違反事件等の報告について](#)
 - ▶ [報告書式](#)

庁舎管理権関係

- [【規程】裁判所の庁舎等の管理に関する規程](#)
- [【事務総長依命通達】裁判所の庁舎等の管理に関する規程の運用について](#)
- [【経理局長依命通達】裁判所の庁舎等の管理に関する規程の運用について](#)

